

令和2年3月16日

各位

社会福祉法人 清心福祉会
理事長 青木 訓行

介護職員等特定処遇改善加算取得に伴う「見える化」要件の取り組みについて

平素より、法人運営等にご協力いただき、誠にありがとうございます。

当法人では、介護職員等特定処遇改善加算取得に伴い、下記の取り組みを実施しております。

①介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善については、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算（以下「現行加算」という。）の拡充も含め、これまで数次にわたる取組を行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019年10月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

②介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

③見える化要件について

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。これに伴い、当法人では別紙の通り、実施をしております。

別紙

1. 資質の向上

職場環境等要件	法人での取り組み内容
働きながら介護福祉士取得を目指す者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）。	介護福祉士手当の設定や、勤務シフトを柔軟に対応し、資格取得意欲の向上と研修等に参加しやすい職場環境整備を実施しています。
研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動。	人事考課制度や資格の有無などに応じて、本加算の実配分に差をつける取り組みを予定しています。

2. 労働環境・処遇の改善

職場環境等要件	法人での取り組み内容
雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	年間休日数を113日から120日へ改善し、併せて、有給休暇取得推進を行っています。
ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化。	施設内ネットワーク環境（Wi-Fi）の整備を行い、介護記録システム、勤務作成シフト等を導入し、施設内の情報共有化システムの構築を行うことで、業務等の省力化を実施しています。
健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備。	定期的に行う健康診断、ストレスチェック、腰痛問診等を実施し、適宜、産業医と連携し、職員に対する心身の健康管理を実施しています。

別紙

3. その他

職場環境等要件	法人での取り組み内容
介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化。	法人本部事務局へ「人材育成室」を設置し、次世代職員の育成（若手管理者等）に対する研修を積極的に行っております。
地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上。	地域に対する公益的な活動として、福祉イベントの企画・運営、近隣小学校に対する出張講座（高齢化の状況や福祉器具の使用方法等）を実施しています。

以上

1. この取り組みについて、令和2年4月1日より施行とする。